

栃木県県土整備部技術管理課「栃木県県土整備部」X 運用方針

令和 2 (2020) 年 6 月 29 日
令和 6 (2024) 年 9 月 30 日改定

栃木県県土整備部技術管理課

1 目的

本方針は、栃木県県土整備部技術管理課（以下、「技術管理課」という）が運営する「栃木県県土整備部」X の運用に関する事項について定める。

アカウント名：栃木県県土整備部

ユーザー名：@tochigi_kendo

2 基本方針

「栃木県県土整備部」X は、県民への公共事業に関する情報や建設業従事者向けの技術情報等を発信することにより、公共事業の役割や魅力を広く県民に P R することを目的とする。

3 運用方針

(1) 「栃木県県土整備部」X は、県土整備部の職員が以下のとおり運用する。

- ・情報を発信する時間帯は平日の 9 時から 17 時を原則とする。
- ・リプライ（返信）、フォローには対応しない。
- ・問い合わせについては、各所属対応（投稿のリンク先）とする。

(2) 「栃木県県土整備部」X では部内各所属が県 H P で発信する情報のうち、次の情報を発信する。

- ・公共事業の実施に関する情報
- ・開通式等各種イベントの案内
- ・新技術に関する情報
- ・報道機関への提供情報
- ・その他技術管理課長が必要と認めた情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針は技術管理課ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は同ホームページを通じて周知する。